

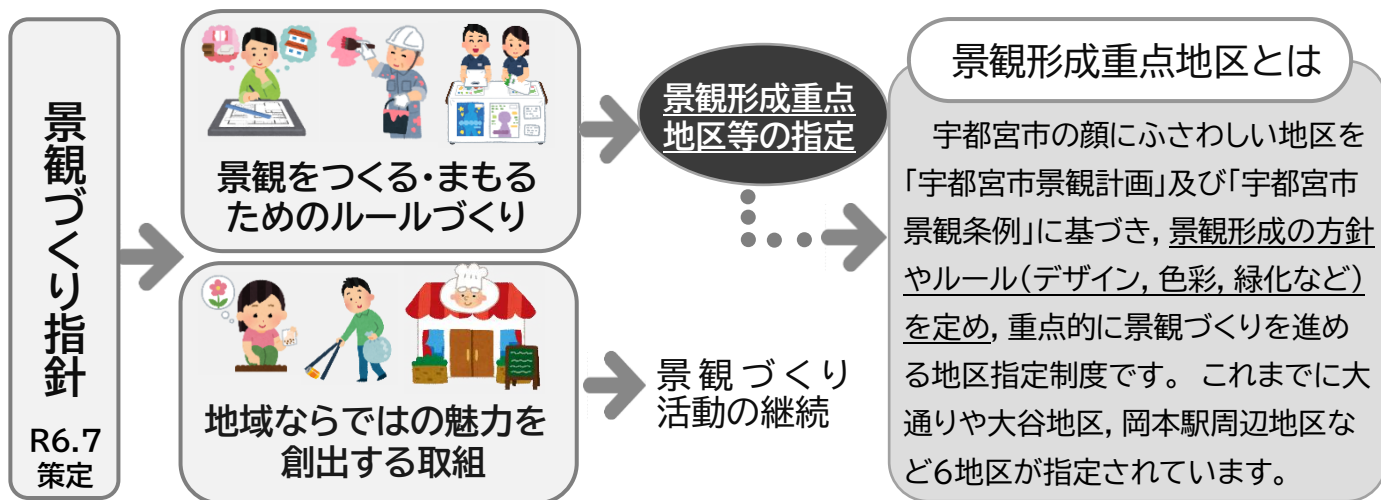
# 鬼怒通り(駅東地区) 景観づくり通信

vol.6  
発行  
令和6年10月

JR 宇都宮駅東口から国道4号までの区間では、地元住民、企業、行政等が「景観づくり推進協議会」を立ち上げ、景観づくりについて検討しています。今回は景観形成重点地区等についての検討内容や説明会の開催についてご紹介します

## 景観形成重点地区等の景観形成基準(素案)を取りまとめました

第7回景観づくり推進協議会(7月24日開催)、第8回景観づくり推進協議会(8月21日開催)を開催し、「景観形成重点地区」等の指定に向け景観形成基準(素案)を取りまとめました。



## 景観形成重点地区等の景観形成基準(素案)に関する説明会について

宇都宮市では、地区内にお住まい・お仕事をされている方々を対象に、鬼怒通りの良好な景観を形成するためのルールなどについての説明会を以下のとおり開催します。

	日時	会場
1	令和6年11月7日(木) 午後6時00分から(1時間程度)	今泉地域コミュニティセンター 1階 A・B 会議室
2	令和6年11月10日(日) 午後1時30分から(1時間程度)	今泉地域コミュニティセンター 1階 A・B 会議室
3	令和6年11月10日(日) 午後6時00分から(1時間程度)	今泉地域コミュニティセンター 1階 A・B 会議室

※いずれも  
内容は同じです

### 説明会の内容

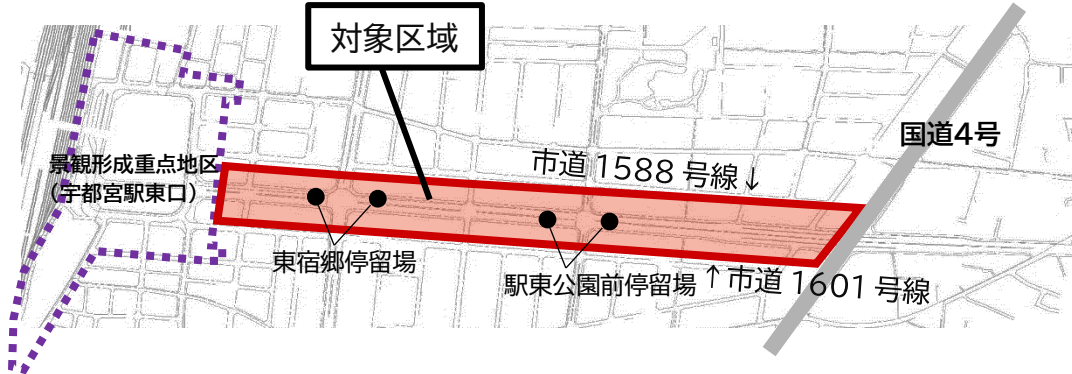
- ・景観づくりの経緯
- ・景観形成重点地区とは
- ・景観形成の目標や方針
- ・建築物や屋外広告物の景観形成基準(ルール)について
- ・届出の対象となる建築物や広告物、届出の手続きの流れ

裏面で一部  
ご紹介します

# 景観形成重点地区等の内容についてご紹介します

## 対象となる区域

景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区)の東端から、国道4号(峰交差点)までの約1.0kmの区間と1街区分の沿道です。



## 対象となる行為

以下の行為をする場合、**届出等**が必要になります。

対象行為	届出対象規模
建築物及び工作物の新築, 増築, 改築若しくは移転	すべて(建築確認が必要なもの)
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が建築物及び工作物の各立面において1/2(50%)を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの
平面駐車場の新設	すべて
対象行為	許可申請対象規模
屋外広告物の設置・表示	すべて(自己の敷地に表示する場合は5㎡を超えるもの)

## 景観形成基準

上記の行為に該当する場合、このような**基準**を守る必要があります。

### 建築物・工作物

#### < 区間共通の基準 >

- ・屋根・外壁は圧迫感を与えないよう配慮した色彩基準
- ・敷地内の緑化の面積の割合を10%以上とする
- ・地場産材や自然素材を効果的に使用する など

#### < 区間別の基準 >

- ・通りの特徴に応じた夜間景観の創出
- ・低層階の設えによる雰囲気創出 など

### 屋外広告物

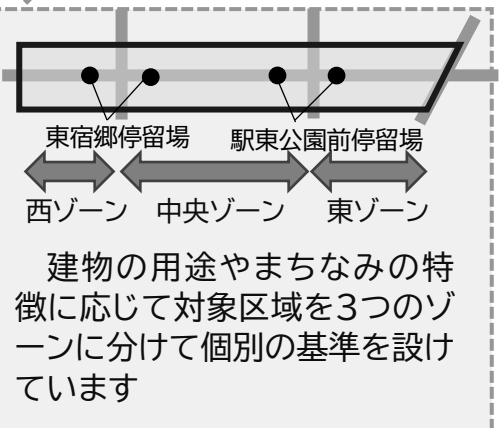
#### < 区間共通の基準 >

- ・地色の色彩基準
- ・建築物の上層階への表示に関する制限 など

#### < 区間別の基準 >

- ・広告物の照明, デジタルサイネージの掲出
- ・袖看板の大きさ など

景観づくり通信でもご紹介した「鬼怒通り(駅東地区)景観づくり指針」の内容を踏まえた計画としました



鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会の詳細はこちらから(宇都宮市公式 web サイト)▼

## 発行・問い合わせ先

鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会事務局  
 (宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ内)  
 電話 028-632-2568 FAX 028-632-5421  
 Mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

